

信州屋根ソーラー普及パートナーシップ制度ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、信州屋根ソーラー普及パートナーシップ制度実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき実施される信州屋根ソーラー普及パートナーシップ制度のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、ロゴマークとは、信州屋根ソーラー普及パートナーシップ制度ロゴマークデザインマニュアル（以下「マニュアル」という。）に示すロゴマークパターンをいう。

(ロゴマークに関する権限)

第3条 ロゴマークに関する一切の権限は、長野県（以下「県」という。）に属する。

(ロゴマークの使用)

第4条 ロゴマークを使用できるのは、実施要領第4条第2項の規定により県が信州屋根ソーラー普及パートナーとして登録した県内企業等（以下「パートナー企業」という。）及び県に限られる。

2 ロゴマークの使用に当たっては、マニュアルに従って使用することとし、ロゴマークの一部のみを使用したり、又は変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを使用することができない。

- (1) 個別の商品、企業・団体が提供するサービス及びその他の企業・団体活動の内容を保証するもの又は保証すると誤認させるもの
- (2) 法令や公序良俗に反するもの
- (3) 知事の認めない募金活動等と関連付けられるもの
- (4) その他知事が不相当と認めるもの

(ロゴマーク使用の中止等)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を中止させ、使用者に対し、使用物件の回収等の措置を請求することができる。

(経費等の負担)

第6条 県は、ロゴマークを使用した事業等の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第7条 県は、ロゴマークの使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第8条 本規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年10月24日から施行する。